

# 官庁施設の電力確保等対策により、 災害応急対策活動を確実に実施する

## 【対策】43 災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等対策

対策概要：災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備、受変電設備改修等を実施する。

府省庁名：国土交通省

## 【事例】秋田第2地方合同庁舎における電力の確保等対策

- 実施主体：国土交通省東北地方整備局営繕部
- 実施場所：秋田県秋田市
- 事業概要：秋田第2地方合同庁舎は災害応急対策活動を実施する官署が入居する官庁施設だが、秋田市内を流れる雄物川等の近隣河川が氾濫し、地下階に設置している受変電設備、自家発電設備が浸水した場合、災害応急対策活動に支障が生じるおそれがあった。そのため、災害応急対策活動への支障解消を目的として、受変電設備改修、自家発電設備改修（1週間の連続運転可能な仕様の発電機の設置等）、止水板設置を実施。
- 事業費：1.47億円  
（うち5か年加速化対策（加速化・深化分）1.47億円）
- 効果：受変電設備改修、自家発電設備改修、止水板設置の実施により、地震や大雨などの災害時においても電気関係設備が問題なく使用できる状況となり、災害時においても電気関係設備が問題なく使用できる状況となり、災害応急対策活動への支障が解消され、的確な業務継続が可能となる。



止水板設置：地下階に設置している受変電設備、自家発電設備の洪水による浸水を防ぐため設置



自家発電設備（改修前）



自家発電設備（改修後）：  
自家発電設備の容量の確保等